

## 船舶事故調査報告書

平成27年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	平成26年11月6日（木） 03時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市弁天島南東方の海岸（針尾瀬戸） 西海市所在の針尾瀬戸弁天島灯台から真方位141° 1,130m付近 （概位 北緯33° 03.1′ 東経129° 45.5′）
事故調査の経過	平成26年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート レ <sup>レ</sup> NA、5トン未満 292-35327長崎、個人所有 5.28m (Lr) × 2.11m × 1.07m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.8kW、昭和58年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月19日 免許証交付日 平成24年10月15日 （平成30年7月21日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首外板に割損、船外機のプロペラに曲損、船外機及びバッテリーに濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、魚群探知機兼GPSプロッターを作動させ、約20～25km/hの対地速力で、針尾瀬戸の弁天島南東方沖を東南東進した。 船長は、針尾瀬戸を航行するのは数回目で、夜間に航行するのは2回目であり、これまで針尾瀬戸を航行する際には僚船の後ろを航行しており、本事故時も、本船の約200m前方を航行する僚船の白灯を頼りに航行していた。 本船は、弁天島南東方の西海橋を通過した頃、船長が、ライトアップされた同橋を見上げた後、目線を前方に戻したところ、僚船の白灯を見失ったので、同白灯を探しながら東南東進中、平成26年11月6日03時30分ごろ弁天島南東方の海岸の岩場に衝突した。

	<p>本船は、西に流れる潮流により、船首が左に回頭し、船尾の船外機が岩場に当たったので、船長が機関の操縦レバーを前進に入れても、プロペラが回転せずに操縦不能となり、潮流で西に流され始めた。</p> <p>本船は、船長が僚船に携帯電話で救助を求め、僚船が引き返して来たので、船首のクロスビットに結んだロープを、僚船の船尾に取っただけ航してもらったところ、船首が沈んで船首外板の割損箇所から浸水し、危険を感じた船長が僚船に移乗した後、左舷側に転覆した。</p> <p>僚船の船長は、118番に通報した。</p> <p>本船は、水難救済会所属の船舶により、西海市瀬川港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 西北西流約4～5 km/h</p>
その他の事項	<p>船長は、昭和50年ごろから、主に大村湾内において、所有する小型船舶で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、西海橋付近はライトアップされていて明るかったものの、本事故発生場所付近は街灯などがなくて暗かったので、海岸の岩場が見えなかった。</p> <p>船長は、西海橋を通過した後、潮流で渦が巻いている水域があることを知っており、左舵を取って同水域を避けるつもりだったが、水路の状況を詳細には把握していなかったため、そろそろ左舵を取る頃だと思っているうちに、岩場に衝突した。</p> <p>船長は、魚群探知機兼GPSプロッターを主に魚群探知機として使用しており、GPS機能を余り使用していなかったため、操作に慣れておらず、本事故時、GPSプロッター画面を余り見ていなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、針尾瀬戸の弁天島南東方沖において、海岸の岩場などが見えない状況下、先行する僚船の白灯を目標に東南東進中、船長が、同白灯を見失った際、GPSプロッターを用いて船位の確認を行わなかったことから、弁天島南東方の海岸の岩場に向けて航行していることに気付かず、同岩場に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、渦が巻いている水域を避けることに意識を向けていた上、ふだんからGPSプロッターの画面を見ていなかったことから、GPSプロッターを用いて船位の確認を行わなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、針尾瀬戸の弁天島南東方沖において、海岸の岩場などが見えない状況下、先行する僚船の白灯を目標に東南東</p>

	<p>進中、船長が、同白灯を見失った際、GPSプロッターを用いて船位の確認を行わなかったため、弁天島南東方の海岸の岩場に向けて航行していることに気付かず、同岩場に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慣れていない海域を航行する場合、事前に海図及びGPSプロッター等で水路調査を十分に行うこと。</li> <li>・ GPSプロッターの操作に習熟するとともに、航行中は同プロッターを使用して適時に船位を確認すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

